

おります。

これで、きょうは時間が余りましたけれども、今回の私の質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） これで、坂本充弘君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩をいたします。再開を10時50分からといたします。

午前10時35分休憩

午前10時50分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 豊玉町出身、新政会の長郷です。今回は、第2回目の質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、さきに行われました子ども議会、なかなか有意義なものであったと理解をしております。傍聴させていただきましたが、子供たちの思いが詰まった1日だったと考えております。

くしくも、私が今回質問の要旨に上げている部分も、その中で出たように感じております。子ども議員さんに負けないように頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつ皆様の協力をよろしくお願い申し上げます。

では、通告に従いまして、2点、本日は質問させていただきます。

まず、1点目が民泊の推進についてということでございます。

御承知のように、民泊は今営業されている方もあられるわけですが、私が考えるには、我々のふるさとである対馬には、歴史や文化、自然環境といったフィールドがいっぱいあります。そして、大陸文化との交流の場所でもあります。そういった豊富なものが我が市にはあるわけですが、果たしてそれを私たちはうまい具合に活用できているかという視点に立って考えてみました。

交流人口の拡大とか、宿泊施設の拡大とか、いろいろ言葉として話としてはいっぱい出てきていますが、果たしてそれを推進するにはどのくらいの経費とどのくらいの時間が必要なんですかという問いかけをしてみたところ、大型ホテルを簡単に誘致するのは難しいだろうと、金額面、運営面、そういったものを考えるに、私は民泊をもっと推進していいんじゃないかという思いに立っているところです。

民泊というのは、今は旅館業法に基づく営業しかできませんけども、これは閣議決定、成案を

通っておりますが、来年の6月に施行される予定の新民泊法、これに至っては旅館業法の許可は要らない、届けだけで運営ができるという新たな制度が生まれております。

詳細については後ほど申し上げますが、そういったように、本市の持っているものについて、もうちょっと我々自身がしっかり考えないといけないんじゃないかなと思うのは雇用の問題なんですよ。

私は、この4年間の活動のテーマとして、雇用を取り上げさせていただいていますが、雇用を生み出すのはそうたやすい話ではないと自覚しております。だったら、6月にも言いましたが、地域内の起業者、地域内の事業者をいかに育成していくか、それをするによって雇用は生まれると考えております。

具体的に、本日、民泊というものを提案させていただきますけども、今、現に住んである家を宿として提供するわけです。旅館とかホテルとか民宿とはちょっと変わった部分で、これは継続的に提供するということができないので民泊なんですけども、民泊そのものを進めることは、今、働きたくても働けない高齢者の方々の1つの生きがい対策にもなるんじゃないかという視点を持っております。

対馬市総合計画の中では、高齢者対策が取り沙汰されておりますが、その手段については詳細はなかなか難しいみたいですね。そこで、元気な高齢者がおられます。お世話好きなおばあちゃんたちもおられます。こういった方々の力をかりないと、高齢化、少子化と叫んでいても、何も解決するものは生まれないんじゃないかと。

もし、そういう人たちにそういう気概があるとすれば、私は民泊を進める組織を立ち上げることが可能になるんじゃないかと考えております。そういった窓口となる組織が生まれることによって、その組織を運営する人たちの雇用も必要となってきます。

そして、地域にある農林水産物を初めとする産品をお客様に提供することができます。民泊は島外から来られるお客さんがほぼでしょうから、そういう人たちが対馬の食材を直接食べていただける機会にもなるかと思えます。そういったものを考えていくに、すばらしいツールの1つじゃないかと考えております。

具体的にそれ以上申し上げませんが、そういったことを念頭に置いて、私としてはまず民泊を進めるに当たって、現状を分析する必要があるかと考えますので、提案をしていますように、現在、どういった施策が行われているのか、行おうとしているのか、そして各協議団体、スポーツでも結構です、文化でも結構です、各種のサークルの方々でも結構です。この方々を対馬に呼び込むための方策、運営をするための方法、ここら辺はどんなふうな形で意見交換をなされているのか、まずこれを1点お尋ねします。

次に、民泊の場合は、まだ対馬の場合はインターネットで募集をするという段階までは、私の

知り得る限りでは行っていないようではありますが、これはぜひ必要なことじゃないかと思えます。

1つの事例を挙げますけども、これは大分県の由布市ですけども、湯布院の三、四十分走ったところに湯平温泉というところがあるんですけども、これはもちろん温泉地帯ですけども、ここは小さい町です。町というか、集落ですね。趣はあるんですけども、ここの民泊をやられる方々はインターネットで全てお客さんを招き入れている。リピーター100%です。なかなかすごいなと思って、研究させてもらったんですけども、インターネットを駆使されて、日々の動画を全国、世界に配信をされている。これは協会がしているんじゃないくて、各それぞれの宿が自前のものでつくられて発信をされている。

これはインターネットの問題がありますので、本市はなかなか難しい部分がありますけども、インターネットは後々取り上げさせていただきますけども、今回はこういった仕組みの中で、現在、既に活躍をしている集落があると。

離島においても、そういったところがありますよね。人口の増加した地域は、離島は結構あるということで伺って調べてみましたけども、これは国勢調査の結果ですから、2015年、このときに10傑に入っている自治体のうち9カ所は離島です、人口が増えているのは。

一番増えているところが鹿児島島の十島村なんですけども、27.7%増えています。あとは、ここに縁のある地域といえば、離島で島根県の海士町、これが9.4%の人口が増えていると。何か工夫をされて、こういった結果になっているんでしょうけども、それぞれ既に御承知のこととは思いますが、そういった事例はあります。

そこで、言葉はちょっと的確じゃないかもしれませんが、やる気度が何%になっているのかなど。100%になっていたら成功するでしょうけども、50%未満だったら、ただ言葉の羅列で終わるでしょう。そういったやる気度を皆さんがどのくらいお持ちなのか、我々、行政を執行される方々、市民、こういった方に今後訴えていきたいと思っております。それが第1点ですね。

続きまして、宿泊施設の件は先ほど言いましたように、大型ホテルの計画がもしあれば、話を聞かせていただきたいと思えます。

次の点ですけども、これは新しい法律ではないんですね。空き家対策の法律が、特別措置法ができております。これは平成27年の5月なんですけども、空き家対策特別措置法に基づくものは、まず危険家屋の撤去、強制撤去も含めてですけども、そういったことができますよということと、空き家を地域の交流施設として改造できますよということがあります。

対馬の場合は、大きい民家が結構空き家がありますよね。これは交流施設として使えるんじゃないかと、私は考えております。だから、空き家対策特措法を使って、こういったものを改善していけばいいんじゃないかと。

これは実例に当たるかどうか知りませんが、今、MITという組織がいろいろ交流をやられていますね。空き家を利用されたり生活館を利用されたりして、いろいろやられておりますけども、こういった空き家についても、法律の計画書をつくりさえすれば、国庫補助が受けられるわけです。

危険家屋の除去については経費がかかることですから、そうたやすい話じゃないと思いますけども、最も危険な家屋、景観上いかなものかなと思われる家屋、これについても国と市と家主と応分の負担ずつをしていただければ撤去できるという法律なので、これについての今後の取り組みについてお考えを伺いたい。

4点目が、先ほど言いました新民泊法ですけど、住宅宿泊事業法と正式には言いますが、これは従来の民泊と違って2つの形があります。まず、家に住んでいる形のものと、既に島外に出て行って空き家になっているけども、家主は存在しているよという形があります。不在家主型というんですけども、これがあります。

私が勧めたいのは、不在家主型なんです。これは、従来だと貸すことは不可能だったんですけども、2020年の東京オリンピックを契機に、外国人のお客さんがいっぱい来るよということで、都市部では問題になっております。一番最たるものが、福岡市で問題になったマンションの無断で提供しているということで、住民とのトラブルになったということも新聞では報じられています。

これが、平たく言えば、これに当たるんです、新民泊法。自分の家を勝手に貸すことができるんです。これは許可じゃなくて、届けでできるんです。国交省にそれだけのもの、保健所、最終的には長崎県なんですけど、届ければ営業はできますよという形のものなんです。これはなかなか使えるんじゃないかなという気がしております。

ところが、これにも問題がありまして、不在家主ですから、それを管理する事業者、または会社でも結構なんですけども、そういったものを国の許可を得た人が初めて管理できるという制度なんです。これも届出制なので、そんなに難しい事務手続は必要としない。

ここで懸念されるのが、外国人の資本の方々が特別の管理事業者になられた場合、十二、三年前を思い出していただければわかると思いますけども、民宿で土地の問題がいろいろ対馬市も騒ぎがありました。この民泊がまだそれよりも緩いわけですから、可能性としては十分考えられるんじゃないかと。

これについての対策を、既に今から構築していく準備が必要ではないかと考えております。例えば、管理人がそこに住んでいないわけですから、そこに泊まっている人たちが夜中までどんちゃん騒ぎしてみたり、バーベキューをやって外で大声を出してみたり、出てきたごみをいいかげんな方法でぽんと置かれていたりということになれば、地域住民とのトラブルが当然発生しま

すよね。

事前にわかることですから、そういった対策を条例なり、国なり県なり事前協議をしていって、対策を講じる必要があるんじゃないかと考えます。先ほど言ったメリットの部分と、今言っているデメリットの部分があるので、なかなか難しい部分もあろうかと思えますけども、空き家対策としては十分使える話じゃないかなと考えております。

そういったものをお世話する、先ほども言いましたように、お世話する組織が生まれれば、ここにも雇用が生まれるんです。管理事業者が市内の方じゃないと対馬市は認めませんよという制度をつくってしまえば、島内の方が管理事業者としてなれるので、コミュニケーションがとりやすいと。できれば、地域の方々にそれを担っていただきたい。そうすることによって、増えつつある空き家、使える空き家は十分生かせると考えております。そこら辺をどんなふうにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

2点目ですけども、これは名前から言うと誤解が生まれるかもしれませんが、植物・昆虫園計画ということで、園と書いているので、維持管理がかかる園を想像されている場合があるかと思えますけれども、そういった部分じゃなくて、エリアと言ったほうが正確かもしれません。守るエリアを設定してほしいと。

本市には、大陸系の動植物、対馬の固有種、いっぱいおります。世界にここしかないという昆虫もいます。植物もあります。こういったものを守るべきじゃないかなと考えております。

実例は、豆殿崎のところに、昔、ハクウンキスゲの群生がありましたね。今、見る影もありませんけれども、私の推測では鹿の影響じゃないかと考えております。これはここに限ったことではなくて、海岸沿いに植生するハクウンキスゲは鹿によって食べられて、かなりの量が減っている。

確かに、ウラボシシジミについては予算化されて、何らかの対策はなされるんでしょうけども、これは上県地域だけ生息するということらしくて、あの辺一帯がそうなのかなと思っているんですけども、そういった部分については保護されているようですけども、ウラボシシジミの二の舞は次から次に発生するわけですね。

私としては、柵を設けていただきたい。手っ取り早く言いますと、昔、イノシシ対策で上対馬のところに、権現山でしたっけ、柵を設けましたよね。鉄のやつでやられました。ある程度の成果は上がっていたと思いますけども、ああいうふうにして稜線を1つの円として捉えていただければいいんじゃないかなと。

経費が結構かかりますので、全てというわけにはいきません。だから、市のほうで植生なり生息域なりを改めてしっかり把握されて、そのポイント、ポイントで保護していけば、私はこれは立派な観光資源に育つんじゃないかと考えております。

そういったことが多々考えられますので、何を守るかということについては今後の論議にしま

す。市のほうも、そういった専門職の方を雇い入れるとか、嘱託をしていくとか、そういった方法で専門の方を入れられて、検討していただきたいなと思っているところです。

例えば、あそうベイパークですか、ゲンカイツツジが約2万本植栽されていますよね。ああいうふうにして、ゲンカイツツジはもともとずっと浅茅湾岸にあったんですけども、これは雑木が太りまして日陰になって、ゲンカイツツジの生息域がなくなったということで、自然的に消滅をしかけているのがこのツツジなんですけども、それを守ろうという団体の方々が今植栽をされて、約2万本、手入れを毎年毎回されているようです。

こういった民間団体の方の力も必要でしょう。そういったものを考えながら、植物園なり昆虫園、エリアをひとつポイント、ポイントで御検討いただきたいという提案をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 長郷議員の質問にお答えいたします。

質問につきましては、質問が多岐にわたっておりますので、もし抜けたところはまた後ほど一問一答でお願いしたいというふうに思っております。

まず、交流人口の拡大対策についてでございますけど、観光面での取り組みといたしまして、観光パンフレットやホームページ、そして観光物産展の開催などによる対馬の歴史や自然、食などの魅力を国内や韓国に向けて発信し、観光客の誘致に取り組んでおります。

また、朝鮮通信使や国境など、対馬独特の魅力をテーマとしたイベントの開催、福岡事務所や釜山事務所による情報発信や交流事業なども行っているところでございます。

これまで、宿泊施設不足等により伸び悩んでいた国内客の誘致に関しましては、今年から来年にかけて、複数の宿泊施設の開設や建設が進んでおりまして、宿泊キャパシティの増加が見込まれることから、昨年度から旅行会社等に対する修学旅行の誘致や旅行商品の造成等、予算を拡大し、積極的に働きかけているところでございます。

しかしながら、島外からの誘客で最も課題となっているのが、やはり本土から対馬までの交通運賃でございます。そういう中で、今年から施行されております有人国境離島法におきましては、現在はまだ島民以外の運賃の低廉化は盛り込んでいただいております。

そういうことで、交流人口を拡大するには、島の外の方が安い運賃で来ることができることが重要だということに考えておりますので、今後も国や県に対し強く要望してまいりたいと考えております。

その間の取り組みといたしましては、対馬で学術研究団体や各種団体の会議や勉強会、スポーツ合宿などを誘致するため、コンベンション等開催助成事業補助金を新設しているところでございます。

その他の取り組みといたしましては、移住・定住対策として、東京で開催されますアイランダーへの参加や対馬の観光物産展で移住相談窓口を設置し、対馬の魅力の発信やアドバイスを行っているところでございます。

次に、不足している宿泊施設の解消方策といたしましては、平成29年度に民間事業者により開設したいづはらペンションや東横INN対馬厳原店、さらには現在比田勝で建設中のデマドホテル、さらには東横INNの建設が計画されており、これらにより590室、976人分のキャパシティーの増加が見込まれております。

そのほかにも、民宿やペンションなどの簡易宿泊施設の開設や計画など、民間の方々により動きがあっているところでございます。

市といたしましては、民間の事業者様のこのような動きに対し、企業誘致条例を初めとした施策により、支援、後押しをしてまいりたいと考えております。

また、一方では民泊の推進にも取り組んでおり、対馬グリーン・ブルーツーリズム協会の窓口や推進業務の事務局をMITに委託し、卓越した企画力と受け入れ体制の整備、広報力の強化、サービスの向上に努めているところでございます。

長郷議員質問の中でもありましたネットでの予約はあるのかということでございますけども、ここでインターネットでの予約管理システムを導入し、「対馬を暮らす旅」と題したシリーズの企画として、農林漁業体験、郷土料理体験、自然体験を組み込んだ滞在型観光商品10コースを企画し、ホームページでの案内はもとより、新聞、雑誌への広告掲載による情報発信を強化し、約3,000人を受け入れることができっております。

次に、空き家等の対策の推進に関する特措法への取り組みについてでございますが、本来、空き家等はその所有者、または管理者が適正な維持管理に努めなければなりません。

しかし、近年、全国的に所有者不明や経済的問題等の要因により、長年放置され老朽化したことで、倒壊などの危険性が増した空き家等に関する苦情や相談などが寄せられています。

そのような中、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが問題となっていることから、国は地域住民の生命、身体、また財産を保護するとともに、その生活環境の保全や空き家の活用のため、平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法を施行しました。

次に、空き家の状況でございますが、平成25年の住宅・土地統計調査では、長崎県の空き家率は15.4%となっており、全国平均13.1%を上回っている状況でございます。対馬市における同調査の結果では、住宅総数は1万6,640戸に対し、本市の空き家率は19.5%で、国、県の平均を上回っている状況でございます。

また、独自の市内の空き家の現況調査を行っており、当時、使用可能な空き家は約1,440戸

となっております。

空き家等対策の推進に関する特措法6条第1項に規定される空き家等対策計画を策定することが定められておりますが、本市といたしましても、対馬市空き家等対策計画を策定し、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的指針としていく所存でございます。

次に、住宅宿泊事業法の取り組みに対する考え方についてでございますけれども、住宅宿泊事業法では1日単位での貸し出しが可能となっており、今後、対馬市内における開業の幅も広がるものと考えます。

また、開業に当たっては、当然ながら、住宅の所有者である家主には、衛生面、安全面の確保や、外国人観光客である宿泊者の快適性と利便性の確保、騒音問題を中心とした近隣住民からの苦情対応などが義務づけられますので、その周知徹底をしていく必要があるものと考えます。

さらには、都道府県などへの届け出も必要となりますので、法に基づく営業が可能となったときには、民泊施設の拡充につながるよう、広報つしま、有線テレビ等で情報提供を行い、住宅所有者の意欲の喚起に努めてまいりたいと考えております。

補助金等の具体的な取り組みにつきましては、国、県からの詳細な説明があり次第、示していく所存であります。

次に、大きな2点目の対馬の植物・昆虫園計画についてでございますけれども、対馬には約2,600種の昆虫、1,200から1,300種の植物が生育していると言われ、この中には絶滅危惧種に指定されているもの、対馬だけに生息する固有種、国内では対馬だけに生息しているものなど、対馬独特の生態系を構築しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、鹿等による下層植生の食害が進み、ハナナズナやヒゴタイなどの植物は島内で確認できる生育地がわずかに1カ所のみであり、さらに日本では対馬だけに生息しているツシマウラボシシジミは野生化ではほぼ絶滅状態と言われております。

そこで、緊急的な対策として、ハナナズナやヒゴタイはその生息地を防鹿柵で囲い、保護しております。また、ツシマウラボシシジミにつきましては、環境省や研究者とともに、生息状況の調査、生息環境の整備、人工飼育等の保護活動を行っているところであります。

対馬市といたしましては、固有種や希少種である植物の保全を目的として、植物園や研究機関等との連携も進めております。特に、長崎県立諫早農業高校や京都府立植物園とは連携協定書を締結し、対馬の植物の保存や栽培に御協力をいただいているところであります。

さらに、研究者の御協力をいただき、固有種や希少種が生育する白嶽、龍良山、南部の神崎半島の一部をネットで仕切り、植物保護エリアを設け、鹿等の食害を防除した後に、下層植生がどの程度回復するか等、観察も行っております。

今後は、固有種や希少種を初めとする島内で絶滅が危惧される動植物について、生育域内外に



おける保全策の構築のため、まずは現況調査を踏まえて、保全が必要な種の選定が急がれます。

そこで、対馬市は、昨年11月より、植物に関する専門的知識を有する島おこし協働隊員を雇用し、保存対象種の選定に向けた希少種のリストアップ、保存対象種の生育状況調査、対馬産植物の標本作成、さらには小中学校における植物の保全をテーマとした環境教育も進めているところでもあります。

今後は、活動の成果を島内外に発信し、研究者や保護活動団体にとどまっている保全活動を市民の皆様に広く知っていただき、地域に広げていくことを求めてまいります。

観光資源への活用についてでございますが、上対馬町の鱈浦ヒトツバタゴ自生地は国の天然記念物に指定されておりますし、ゲンカイツツジにつきましては、あそうベイパークによって市民団体による植生が行われており、どちらも開花時期には大勢の皆さんでにぎわっております。

今後も、対馬の植物を観光資源として活用する方向性は、対馬市にとりましても非常に有意義なことだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

一つ一つ、お答えをいただきたいんですが、今からの答弁は市長という特定の指名はありませんので、担当部長のほうでも結構ですので、そのつもりで知れる人がお答えください。

まず、民泊の件でいきましょう。

これは、確かにMITに委託されていますよね。私も質問するに当たっていろいろ勉強させていただきましたけども、なかなか難しいんじゃないかなという部分がしているわけです。MITさんはMITさんでいいんです。これは国の補助金をもらわれて運営をされているところもあるようで、29年度に限ってはあるようですので、それはそれでいいでしょう。それは、どちらかという、農水省の進める体験型のものが主な内容になっているようです、計画の中身的に精査をさせていただきますら。

私が申し上げたいのは、もう一つの通常の民泊でもいいんですけども、今回はあえて新法のほうに足を踏み入れたいと。なぜかという、既に既設の民泊は、やる気になれば幾らでもできるわけです。ただ、窓口がないということなんですよ。

6月にもそういった創業のときの話をしましたけども、そういった気概のある人たちを日常的にサポートする、そういった考えはありませんかというお尋ねもしておりましたけども、こことあわせて、こういった民宿をしてみたい方々の掘り起こし、こういったものは行政ではなかなか難しいと思うんですよね。

1つ、ここでお尋ねしたいのが、地域マネージャー制度が動いていますよね。地域マネージ

ャー制度を活用した、そういった意思のある人たちを把握することは可能でしょうか、まずその点をお答えください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 通常の民泊において、そのサポートをする地域マネージャーということでございますけども、今、地域マネージャー関係も市のほうでは応募もしているところがございますけども、果たしてそういったところが可能かどうかというところは、今後、担当部のほうとも詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） すいません、私の発言の要旨が悪かったみたいですね。

地域マネージャーを窓口という意味じゃなくて、地域マネージャーの制度を利用して、その地域にこういった民泊をやってみたいなという人たちの掘り起こしなり、こういった説明なり、こういったものがありますよということを、市の広報とかCATVを利用したのが何かわかりにくいんじゃないかなという思いがあるので、マネージャーさんたちに、実はこういうことができるようになったよという話ができるのかどうかという話です。

それにつけ加えて、もう一つ、これはお答えください。

もう一つですけど、さっき言った民泊をするときには、当然お金がかかりますよね。衛生的なものが伴うわけですから、この折に、まず民泊をするときの事務手続の指導、これはマネージャーにしろというわけじゃありませんけども、私としてはこういった組織を立ち上げて、会社として運営していただきたいんですけども、それをマネージャーの方々が地域に伝える、そのすべはあっていいんじゃないか、伝える役目としては使えるんじゃないかと考えるので、その後はまた別の次元の話ですから、要するにPRを徹底させるためには私なりに考えれば一番いい方法かなど。

もう一つ、補助金のことで尋ねます。

さっき言ったように、申請に対する手数料、もしくはお風呂とか水道とか、そういった水回り関係が、人を受け入れるにはそれ相応のしっかりしたものが必要になってきます。そういったものについての助成の補助金、ここら辺はお考えにないかどうか。

といいますのは、市に空き家対策の要綱がありますよね。これはあくまでも定住に限っての要綱なんです。対馬市空き家改修費等補助金交付要綱、これは改修して定住してくださいよという方だけが対象になっているので、民泊は対象に当然この時点ではなっていないですね。

だから、ここで言うと、もう一つありますよね。協働隊の方が島に残って、今後、島のためにいろいろお仕事していただきますよという場合も、市は助成しましょうという要綱をつくられて

いますよね。目的は若干違いますが、島で雇用する、島に人口を呼び込むという意味では、そう大差ないんじゃないかなと考えます。

だから、これは多分50万ですね、50万円まで助成しますよと言っているんで、金額は別に問いませんけども、できれば民宿を開業したい、起業したい方々にも、こういった考え方がおありかどうかをお聞かせください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、1点目の新民泊法の関係で、市民の方たちに対する説明関係で、地域マネージャーを含めて説明する方が必要じゃないかということだというふうに思っておりますけども、このことにつきましては、まだ新民泊法の概要がなかなかこちらのほうにも情報が伝わっていないということもございまして、これが伝わってくれば、そういうふうに職員も含めて、もし地域マネージャー、そういったところも可能であれば、いろいろ活用しながら広げてまいりたいというふうに考えております。

そしてまた、2点目のこれらに対する補助金につきましては、現在はまだそこは構築しておりませんが、これまでの補助制度の中で、例えばトイレ等の改修等に補助をしてきた経緯はございます。ここにつきましては、担当部長のほうに答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） 通常、対馬市において民泊、普通、私たちのほうでは旅館業のほうについては、昨年度、対馬市商業活性化推進補助事業ということで、お客さん、観光客を満足させるために、古くなったトイレとか水回り施設、そういったやつを改修するに当たっては補助金を交付をいたしております。上限は、普通のホテル、旅館等については50万円、それから民泊については20万円ということで補助事業を組立てて、昨年からは実施をいたしております。

ただ、これについては、今の長郷議員さんのあれですけど、始めるときにするのかどうかというのは、今のところは事業を行っている者というような解釈をしておりますので、新規でやられる場合は再度協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） そうきましたか。確かに、そういう法律はありますよね。旅館のトイレがよくなっているのはそのせいでしょうけども、それはそれとしてあるのは十分知っておるわけですけども、開業している者じゃなくて開業する者ですから、今回の場合は。

だから、私がさっき羅列した50万、50万は50万でいいんだ、金額にはこだわらないんだけど、新規にやるには、来年の6月にスタートするんですよ、これが施行されるんですよ、間違い

なく。本当は来年1月の予定だったんだけど、観光庁がいろいろ反対しているみたいで、6月に延びているみたいなんですけども、その前に30年度予算を今から各部つくられますよね。

それに間に合うようにというのが私の考え方なんですけども、これは件数は問いませんよ。そういうシステムがなければ何も始まらないんですから、6月にしました、9月に出します、1年後に出てきますよね。それから事業を始めましょうといたら12月ですよ、もう遅いんですよという話になるんですよ。

行政が遅いのは、私も出身ですから、あえてとやかくは言いませんけど、逆にそうだから早目に私は提案をさせていただいていると、ここは理解してくださいよ。トラブルが起きてからやるのが今までの行政かもしれんけど、今からの行政は察知できるものは先に起こしておきましょうというのが話なんです。

それは、民泊法のトラブルを予想される部分についても同じことなんですよ。起きてからしかつukらない日本の法律じゃなくて、想定できるわけですから、過去にあっているわけですから、そこをしっかりと考えてください。

そして、さっき言われた伝わっていないという意味がちょっと理解できなかったんだけど、地域マネージャーを使って、もうちょっと掘り起こしできないかなということで、法律がはっきり手元にないから動けませんよというお話だったけど、それでいいんですかね。

要するに、中身がわからないから、まだ動けませんよと言ってあるんでしょうけども、調べてみたらそんなに難しい中身は書いていないですよ。法律の条文がここにありますけど、それを解釈した人たちのものがここにありますけど、そんなに難しい話じゃないんですよ。だから、もうちょっとそこは精査してください。

確かに、国はまだ施行前だから、具体的に出していませんよ。しかし、実際にやるのは県が出すわけですから、県なり保健所が最終的には届けを受理して許可するわけですから、従来の民宿の関係の旅館業法と大差ないと思うんですよ、中身的にはね。

ただ、受け付ける形、宿泊させる形、これは180日以内と書いてあります。だから、1年間は操業できないんですよ、個人的にはね。さっき言った、地域組合なり会社で立ち上げれば、複数所有すれば、リンクすれば1年間操業できるんです。だから、企業としては十分使えるわけです。

180日を超したら使えませんよ、1件はね。そうしたら、180日以外は賃貸借契約で利用できるんです。旅館業法に基づかないわけですから、ここは。私が、長期滞在の人が1週間、1カ月借りたいと言ったら、賃貸借契約を結べば、これは違法にならないんです。

だから、そういったところは既にあるんですから、法律を待っているんじゃなくて、ここはこれで結構ですので、そういった気概でやっていただきたいなということで、何で私がかどく言う

のかというと、第2次対馬市総合計画に書いてあるんですよ、ここにやりますと。そういった方向で行きましょうと、ずっと書いてあるんです、全てが。それに基づいて、私は組立てを今からもしていくつもりですので、そういった方向でお尋ねもさせていただきます。

だから、そこら辺は、計画書の中についてももう少し、これは計画書ですけど、あくまでもということを行わないで、これを実行できるように頑張ってもらいたい。

さっき、福祉の話をちょっとしましたよね、高齢者対策。これだって、元気なおじいちゃん、おばあちゃんはいっぱいいますよ。まだ使えるけど、年齢が高いから、おじいちゃん、おばあちゃんは雇えないから、家にこもっていて、デイサービスに行ってみんなと遊ぶか、グラウンドゴルフをして、仕事があればねという方はいっぱいおられるじゃないですか。これは福祉部長のほうかな。

そういった方々が、福祉の中にもちゃんと書いてあります。高齢者対策として、そういったことをやっていきたいと思いますよと、目標に掲げてあるわけだから、今言っていることを少しかいつまんで掘り下げて研究していただければ、さっき言った地域マネージャーに限らず、福祉サイドの職員だって行くでしょう。訪問介護とか、そういった機会があるわけですから、そういった機会を逃さないようにやっていただきたいなと思います。

民泊について、補助金については先ほど部長から聞きましたけど、性格が違うので、補助金を見直すのか、新たに起こすのかは私はそれは知りませんが、そこら辺は少しあったわけだから、起こしても全然おかしい話じゃない。50万なら50万で結構です。

それと、合併浄化槽じゃないと、今から先は島外の人を受け入れるのはなかなか難しいという部分があります。これは市民生活部長になると思うんだけど、合併浄化槽の設置補助金がありますよね。

今、住んでいない家にはしませんよとか何とか言わず、要綱にはどこにも書いていないから、そういったかたくななことは言わずに、そこら辺を含めて要綱の改正をするとか、管理者に届けをちゃんとさせるとか、そういった中身をもう一度精査されて、合併浄化槽をつくられば当然トイレも改修の必要がある、あわせて補助金をもらって、こちら補助金をもらったら、何とか私でもできるんじゃないという年寄りが出るかもしれんじゃないですか。可能性を探しましょうよ。そういう提案を私はさせていただいているところです。

これについても、時間がありませんので、終わります。

次の自然界の話に入りますけども、今なされているのは確かになされているんだけど、それはどうでしょうか、研究程度ですかね、まだ。公表はできないでしょう、場所が特定できるからな。それはいろいろあると思いますけども、言葉で言われれば、さもしたように聞こえるんだけど、実態は全然市民に聞こえていないんじゃないかな。

これは、対馬にも、植物、昆虫に著名な方々がおられますよね。それで、いろいろトラブった過去もあろうかと思いますが、しかし守るべきは何なのかは、そういった専門の方々が実在されているわけですから、そういった人たちを少し組織の中に呼び込んで知恵をかりる。

協働隊の方が来られてやられるのは当然いいですよ。それはそれでやっていただければ結構ですが、動物も植物もおられるじゃないですか、専門家の人たちが。自負されている方々がおられるので、そういった人たちの力をぜひ借りられて、保護していくという形で長い目で見ていかないと、つぶれた、もうやめましたでは、これはちょっと対馬のよさを半減させる。

私は、動物とか植物とか昆虫のおかげで、対馬は今から世界に発信できると考えている1人ですから、そこら辺もよろしく願います。

時間になりましたので、これで終わります。よろしく願います。

○議長（小川 廣康君） これで、長郷泰二君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 昼食休憩といたします。再開は午後1時ちょうどといたします。暫時休憩します。

午前11時41分休憩

午後1時00分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。6番、吉見優子君。

○議員（6番 吉見 優子君） こんにちは。6月議会も3番でしたけども、また今度も3番で、お昼の眠たい時期に入りますけども、一生懸命発言したいと思いますので、いい回答をしてください。よろしく願います。

まず第1に、交流人口の増加について、税金はどのくらいあるかということで、市の収益はどのくらい見込まれているのでしょうか、伺いたいと思います。

2番目に、金石川の清掃についてですけれども、雑草が水の流れも見えないくらいに密集して生えています。早急に清掃して、清らかな流れを取り戻すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3番目に、少年の主張大会についてでございますが、大人も含め、生徒の傍聴者が非常に少ない。この現状を把握されているのか、把握されていたら、その対策を教えてください。

以上3点、きょうはお伺いします。

第1番目の交流人口の増加に伴う税金について伺います。

韓国から観光客が、年を経るごとに町の中がにぎやかになっております。このことは、島民と